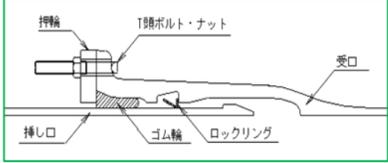
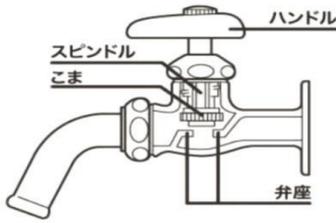
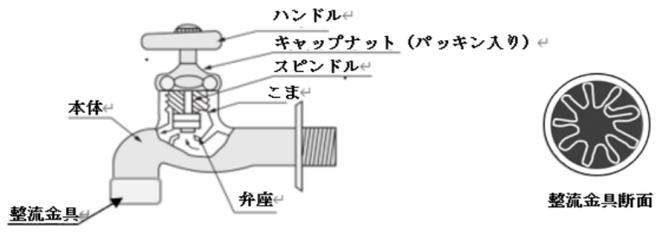
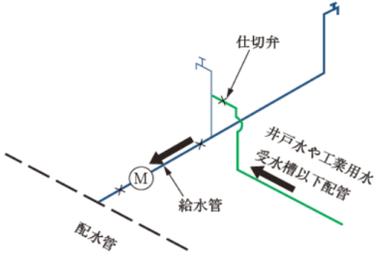
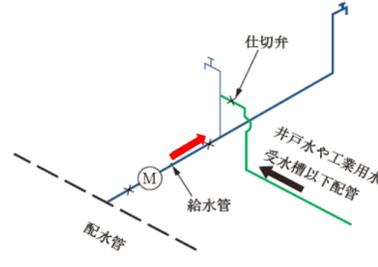


「給水装置工事技術指針2020」正誤対照表

掲載箇所	誤	正
総目次、資料編	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄）	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件
32頁、下から15行目	給水水装置	給水装置
34頁、上から22～24行目	法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 1 精神の機能の障害により・・・できない者	法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定める者は、 精神の機能の障害により・・・できない者とする。
54頁、下から2行目	管理基準	設備基準
54頁、下から1～2行目	建築基準法施行令第129条の2の5	建築基準法施行令第129条の2の 4
58頁、表3-1-1	波状ステンレス鋼管	波状ステンレス 鋼管
59頁、上から16行目	給水用ライニング鋼管	給水用 ライニング 鋼管
64頁、下から9行目	接合形式は、GX形、NS形、K形、T形、フランジ形等多種類…	接合形式は、GX形、NS形、 S50形 、K形、T形、フランジ形等多種類…
64頁、下から8行目	メカニカル継手（GX形異形管、K形）	メカニカル継手（GX形異形管、 S50形 、K形）
64頁、下から5行目	規格は以下4種類である。	規格は以下 5 種類である。
64頁、下から1行目	記載漏れ	・JDPA G 1052:2015（S50形ダクタイル鋳鉄管）
64頁、図3-2-11	記載漏れ	 <p style="text-align: center;">(e) S50形</p>
70頁、下から4～5行目	管の柔軟性に加え、災害現場や泥濘地においても施工可能なメカニカル継手や電気融着等により管と継手が一体化し、地震、地盤変動等に適應できる。また、軽量で取扱いが容易である。	管の柔軟性に加え、 電気融着等により管と継手が一体化し、地震、地盤変動等に適應できる。また、災害現場や泥濘地においても施工可能なメカニカル継手もあり、軽量で取扱いが容易である。
76頁、下から3行目	図3-3-2	図3-3- 3
77頁、キャプション	図3-3-2 (a)	図3-3-2 (2)
77頁、キャプション	図3-3-2 (b)	図3-3-2 (3)
77頁、下から3行目	図3-3-3 (a) 参照	図3-3-3 (1) (a) 参照
77頁、下から2行目	図3-3-3 (b) 参照	図3-3-3 (2) (b) 参照
77頁、下から2行目	図3-3-3 (c) 参照	図3-3-3 (2) (c) 参照
87頁、図3-3-17 (2)	(I) 小便器用止水栓	(I) 小便器用 洗浄栓
137頁、表3-5-1 故障 下から3段目	キャップナット部から浸水	キャップナット部から の水漏れ
137頁、表3-5-1 原因 下から3段目	キャップナット部パッキン	キャップナット 内部 パッキン
137頁、表3-5-1 対策 下から3段目	グランドパッキン	キャップナット内部パッキン
137頁、表3-5-1 原因 下から1段目	便座	弁座
137頁、図3-5-1		
138頁、図3-5-2	図3-5-2 水栓故障	図3-5-2 水栓故障 (表3-5-1 水栓の故障と対策 参照)
143頁、表3-5-6	副弁の故障	副弁 (ボールタップ) の故障
143頁、表3-5-7	複弁の故障	副弁 (ボールタップ) の故障
143頁、表3-5-7	副弁の故障	副弁 (ボールタップ) の故障
144頁、上から3行目	図3-3-57 (b) 参照	図3-3- 58 (b) 参照
146頁、下から4行目	代わるべき者	代る べき者
148頁、表4-1-2	建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法	建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法 を定める件
161頁、上から11～12行目	給水装置の構造及び材質の基準	給水装置の構造及び材質の基準 に関する省令
162頁、上から3～4行目	有機溶剤等に侵されやすい	有機溶剤等 が浸透したり、侵される材質もある

「給水装置工事技術指針2020」 正誤対照表

掲載箇所	誤	正																																								
166頁、図4-3-2 (e)	陰極部[自然電位-0.2V] 陽極部(侵食部)[自然電位-0.5V]	陰極部[自然電位 負] 陽極部(侵食部)[自然電位 正]																																								
171頁、図4-3-8																																										
171頁、下から7行目	井戸配管	井戸 水 配管																																								
172頁、下から3～4行目	(条文全文は4.2.4 逆流防止性能基準を参照)。	(条文全文は資料編4 <u>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</u> を参照)。																																								
180頁、上から7行目	4. 不凍水栓類	4. <u>不凍栓類</u>																																								
192頁、上から13行目	全閉状態	全 閉 状態																																								
197頁、上から6行目	サドル付分水栓穿孔5.1.3 1.1 (1)と同様に行う。	サドル付分水栓穿孔5.1.3 1. <u>1)</u> (1)と同様に行う。																																								
201頁、解説 上から1行目	第11条の3第2項ロ	第11条の3 <u>第1項第2号</u> ロ																																								
203頁、下から14行目	専有物	<u>占用物件</u>																																								
211頁、上から5行目	資料編11 建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編	資料編11 建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編 <u>(抄)</u>																																								
230頁、上から1～2行目	図5-1-32	図5-1- <u>33</u>																																								
230頁、図5-1-33	図5-1-33 軟質銅管の曲げ半径例	図5-1-33 <u>銅管の曲げ半径例</u>																																								
230頁、図5-1-33	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>曲げ半径 R (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>55 以上</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>150 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>250 以上</td> </tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	曲げ半径 R (mm)	10	55 以上	13	80 以上	20	150 以上	25	250 以上	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径(mm)</th> <th colspan="2">曲げ半径(cm)</th> </tr> <tr> <th>専用パイプベンダー</th> <th>スプリングベンダー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>55以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>80以上</td> <td>外径の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>150以上</td> <td>外径の10倍以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>250以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	口径(mm)	曲げ半径(cm)		専用パイプベンダー	スプリングベンダー	10	55以上	—	13	80以上	外径の5倍以上	20	150以上	外径の10倍以上	25	250以上	—													
口径 (mm)	曲げ半径 R (mm)																																									
10	55 以上																																									
13	80 以上																																									
20	150 以上																																									
25	250 以上																																									
口径(mm)	曲げ半径(cm)																																									
	専用パイプベンダー	スプリングベンダー																																								
10	55以上	—																																								
13	80以上	外径の5倍以上																																								
20	150以上	外径の10倍以上																																								
25	250以上	—																																								
230頁、図5-1-35	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th>長尺管の場合</th> <th>5m管+継手の場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">曲げ半径 R (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>84 以上</td> <td>203 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>102 以上</td> <td>255 以上</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>126 以上</td> <td>315 以上</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>144 以上</td> <td>360 以上</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>500 以上</td> <td>450 以上</td> </tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	長尺管の場合	5m管+継手の場合	曲げ半径 R (cm)		20	84 以上	203 以上	25	102 以上	255 以上	30	126 以上	315 以上	40	144 以上	360 以上	50	500 以上	450 以上	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th>長尺管の場合</th> <th>5m管+継手の場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">曲げ半径 R (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td><u>81</u> 以上</td> <td>203 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>102 以上</td> <td>255 以上</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>126 以上</td> <td>315 以上</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>144 以上</td> <td>360 以上</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td><u>180</u> 以上</td> <td>450 以上</td> </tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	長尺管の場合	5m管+継手の場合	曲げ半径 R (cm)		20	<u>81</u> 以上	203 以上	25	102 以上	255 以上	30	126 以上	315 以上	40	144 以上	360 以上	50	<u>180</u> 以上	450 以上
口径 (mm)	長尺管の場合		5m管+継手の場合																																							
	曲げ半径 R (cm)																																									
20	84 以上	203 以上																																								
25	102 以上	255 以上																																								
30	126 以上	315 以上																																								
40	144 以上	360 以上																																								
50	500 以上	450 以上																																								
口径 (mm)	長尺管の場合	5m管+継手の場合																																								
	曲げ半径 R (cm)																																									
20	<u>81</u> 以上	203 以上																																								
25	102 以上	255 以上																																								
30	126 以上	315 以上																																								
40	144 以上	360 以上																																								
50	<u>180</u> 以上	450 以上																																								
245頁、下から5行目	最終改正：平成30年7月25日	最終改正： <u>令和元年6月14日</u>																																								
246頁、上から1行目	9年間	<u>10</u> 年間																																								
246頁、上から2行目	年平均約14件	年平均約 <u>13</u> 件																																								
253頁、上から5行目	図6-3-1、6-3-2	図6- <u>2</u> -1、6- <u>2</u> -2は・・・																																								
262頁、図7-1-2	サドル付水栓	サドル付 水 栓																																								
277頁、上から1行目	$h = \left[h = 0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right] \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$	$h = \left[0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right] \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$																																								
279頁、上から7行目	$h = 100\text{m} \Rightarrow 1000 \times 9.8 \times 100 = 9.8 \times 10^5 \text{Pa} = 980 \text{kPa} = 0.98 \text{MPa}$	$h = 100\text{m} \Rightarrow 1000 \times 9.8 \times 100 = 9.8 \times 10^5 \text{Pa} = 980 \text{kPa} = 0.98 \text{MPa}$																																								
281頁、(5)口径決定計算の表	所要水	所要水 頭																																								
283頁、(4)口径決定計算の表	流 所要水	流 所要水 頭																																								
284頁、下から4行目	1.1 直結式給水の計画使用水量	<u>1.</u> 直結式給水の計画使用水量																																								
285頁、(4)口径決定計算の表	流	流 量																																								
286頁、(4)口径決定計算の表	流	流 量																																								
288頁、(4)口径決定計算の表	流	流 量																																								

「給水装置工事技術指針2020」正誤対照表

掲載箇所	誤	正																				
288頁、(4)口径決定計算の表及び本文の上から1行目	<p>A～G間の所要水頭2.10m＜C～G間の所要水頭3.70m。よってG点の所要水頭は3.70mとなる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>給水栓 C</td> <td>20</td> <td>13</td> <td colspan="2">給水用具の損失水頭</td> </tr> <tr> <td>給水管 C～G間</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>600</td> <td>1.0</td> </tr> </table>	給水栓 C	20	13	給水用具の損失水頭		給水管 C～G間	20	13	600	1.0	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>給水栓 C</td> <td>20</td> <td>13</td> <td colspan="2">給水用具の損失水頭</td> </tr> <tr> <td>給水管 C～G間</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>600</td> <td>1.0</td> </tr> </table> <p style="color: red; text-align: center;">A～G間の所要水頭2.10m＜C～G間の所要水頭3.70m。よってG点の所要水頭は3.70mとなる。</p>	給水栓 C	20	13	給水用具の損失水頭		給水管 C～G間	20	13	600	1.0
給水栓 C	20	13	給水用具の損失水頭																			
給水管 C～G間	20	13	600	1.0																		
給水栓 C	20	13	給水用具の損失水頭																			
給水管 C～G間	20	13	600	1.0																		
298頁、上から16行目	第25条の9	法第25条の9																				
298頁、下から11行目	法第36条第1項第2号	法施行規則第36条第1項第2号																				
298頁、下から8行目	法第13条	法施行規則第13条																				
303頁、下から10行目	第13条	法施行規則第13条																				
303頁、下から9行目	次の各号に掲げる事項（省略）	次の各号に掲げる事項																				
309頁、表8-2-1(2)(注2)	平成13年4月3日国総建第97条	平成13年4月3日国総建第97号																				
309頁、下から3～2行目	第26条の7第1項2号ロ	第26条の7第1項第2号ロ																				
314頁、図8-2-2																						
317頁、下から12行目	第112条第19項	第112条第20項																				
317頁、下から1行目	第112条第1項若しくは第3項から第5項まで、同条第6項（同条第7項の規定…	第112条第1項若しくは第4項から第6項まで、同条第7項（同条第8項の規定…																				
318頁、上から1行目	同条第8項	同条第9項																				
318頁、上から2行目	同条第9項（同条第7項の規定…	同条第10項（同条第8項の規定…																				
318頁、上から3行目	同条第8項	同条第9項																				
318頁、上から4行目	同条第17項	同条第18項																				
320頁、上から1行目	3. 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造方法を定める件	3. <u>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（抄）</u>																				
323頁、下から3～2行目	水道法規則第17条第3号	水道法施行規則第17条第3号																				
324頁、下から18行目	（雑用水に関する衛生上必要な措置）	（雑用水に関する衛生上必要な措置等）																				
資料編目次	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄）	16 <u>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</u>																				
359頁、下から6行目	第25条の18第1	第25条の18第1項																				
368頁、上から13行目	異議申立て	審査請求																				
373頁、上から3行目	最終改正：平成31年4月17日政令第154号	最終改正： <u>令和元年12月13日政令第183号</u>																				
375頁、下から19行目	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>																				
398頁、上から6行目	令第7条第3号ハ	令第9条第3号ハ																				
399頁、下から2行目	法第25条の3第1項第3号イからホ	法第25条の3第1項第3号イから△																				
400頁、上から16行目	第20条の2 法第25条の…	<u>（厚生労働省令で定める者）</u> 第20条の2 法第25条の…																				
402頁、上から19～20行目	法第25条の3第1項第3号イからホ	法第25条の3第1項第3号イから△																				
406頁、上から19行目	法第28条第1項	法第28条第2項																				
415頁、上から4行目	第6条	第6条第2項																				
435頁、上から6行目	除々に	徐々に																				
436頁、上から3行目	水質性能	浸出性能																				
436頁、表第2条性能基準 上から4行目	参考編4	資料編4																				
437頁、表第5条性能基準 上から18行目	参考編4	資料編4																				
437頁、表第5条給水装置システムの基準 上から8行目	参考編4	資料編4																				
437頁、表第5条給水装置システムの基準 上から12～13行目	参考編4	資料編4																				
438頁、上から5行目	厚生省生活衛生局水道環境衛生部水道整備課長通知	厚生省生活衛生局 <u>水道環境部</u> 水道整備課長通知																				

「給水装置工事技術指針2020」正誤対照表

掲載箇所	誤	正
438頁、下から2行目	1) 貯湯湯沸器等、2) Oリング等	<u>(1)</u> 貯湯湯沸器等、 <u>(2)</u> Oリング等
444頁、上から13行目	1. 逆流防止性能基準	<u>1)</u> 逆流防止性能基準
445頁、上から7行目	2. 負圧破壊性能基準	<u>2)</u> 負圧破壊性能基準
454頁、1行目	2. 継手	2. 継手 <u>(ステンレス継手エルボー)</u>
456頁、上から16行目	1) 継手類	1) <u>管</u> 、継手類
458頁、4) 湯沸器類 下から2段目	貯湯湯沸器	貯 <u>蔵</u> 湯沸器
460頁、表 種別 上から1段目	事務連絡	<u>課長通知</u>
460頁、表 文書の概要 上から1段目 上から4行目	業務	<u>給水装置工事の事業</u>
460頁、表 文書の概要 上から3段目 上から3行目	指定給水装置工事事業者制度の改善を図るために水道法が改正され、	<u>水道法が改正され、</u>
463頁、表 文書の概要 上から3段目 上から3行目	0.01mg/ℓ	0.01mg/ℓ <u>以下</u>
463頁、表 文書の概要 下から2段目 上から2～3行目	各構成労働大臣認可水道事業者	各 <u>厚生</u> 労働大臣認可水道事業者
464頁、表 文書の概要 上から2段目 上から2行目	上記部長通知	<u>下記</u> 部長通知
473頁、下から19行目	十三 工事目的物の瑕疵を	十三 <u>工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を</u>
476頁、上から19行目	第24条の7	第24条の <u>8</u>
476頁、下から9行目	(建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保)	<u>(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)</u>
484頁、上から3行目	最終改正：令和元年9月6日公布(令和元年政令第91号)	最終改正： <u>令和元年12月13日公布(令和元年政令第183号)</u>
488頁、下から1行目	作業場において、建設機械、材料の仮置き	作業場において <u>は</u> 、建設機械、材料 <u>等</u> の仮置き
489頁、下から7行目	安産巡視	<u>安全</u> 巡視
508頁、上から3行目	最終改正：令和元年6月14日法律第37号)	最終改正：令和元年6月14日法律第37号に <u>一部加筆</u>
509頁、上から3行目	最終改正：令和元年9月6日政令第91号	最終改正： <u>令和元年12月11日政令第181号</u>
509頁、下から18行目	第112条第19項	第112条第 <u>20</u> 項
509頁、下から7行目	第112条第1項若しくは第3項から第5項まで、同条第6項(同条第7項の規定…)	第112条第1項若しくは第 <u>4</u> 項から第 <u>6</u> 項まで、同条第 <u>7</u> 項(同条第 <u>8</u> 項の規定…)
509頁、下から6行目	同条第8項	同条第 <u>9</u> 項
509頁、下から5行目	同条第9項(同条第7項の規定…)	同条第 <u>10</u> 項(同条第 <u>8</u> 項の規定…)
509頁、下から4行目	同条第8項	同条第 <u>9</u> 項
509頁、下から3行目	同条第17項	同条第 <u>18</u> 項
511頁、上から1～2行目	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(抄)	16 <u>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</u>
511～513頁、インデックス	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(抄)	16 <u>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</u>
512頁、上から1行目	給水タンク等の底が…	<u>(1)</u> 給水タンク等の底が…
512頁、下から9～10行目	ホへ 容易に掃除ができる構造とすること。	<u>ホ 容易に掃除ができる構造とすること。</u>
526頁、上から3行目	最終改正：平成29年9月1日政令第232号	最終改正： <u>令和元年12月13日政令第183号</u>